

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市高須町一丁目三番地、最後の住所大阪府守口市八雲北町二丁目二六番一
号 被相続人 亡 清水 忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

大阪府北区西天満四丁目三番二五号梅田ブ
ラザビル四階

相続財産清算人 弁護士 甲斐 一真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市稲葉崎町二丁目二四二九番
地一、最後の住所大阪府岸和田市大工町二番
一五号 被相続人 亡 山口 忠幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

大阪府北区西天満四丁目六番三三号ヴェル
中ノ島北一〇一〇号室

相続財産清算人 弁護士 成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市小川町九番、最後の住所大
阪府摂津市一津屋三丁目七番三一六〇五号
被相続人 亡 百合 辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

大阪府大阪市北区西天満三丁目二番九号
翁ビル三A

相続財産清算人 弁護士 木口 充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区菩提町二丁目一六三番地
一、最後の住所兵庫県西宮市上ヶ原十番町一
番七五一一〇一号 被相続人 亡 橋爪 革雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八一 ひとり
生活館AMIS五階 弁護士法人芦屋西宮
市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮地 重充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市椋野上町一七一番地、最後
の住所山口県下関市椋野上町一一番三二二
被相続人 亡 榊田シズエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

山口県下関市秋根本町二丁目一〇一四ス
カイビル二〇三三 長谷川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市木太町一八九二番地一、最
後の住所香川県高松市木太町一八五二番地三
被相続人 亡 内海 謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

香川県高松市磨屋町七番地五
田代・菊池法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊池 昌晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区深町二丁目二一番地四
〇、最後の住所北九州市若松区深町一丁目一
八番九号 被相続人 亡 岡本レイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年九月十八日

北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイ
ヤビル六階

相続財産清算人 弁護士 油布 剛

所有権不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地 秋田県由利本荘市島海町下笹子字
本屋敷一六八番一、秋田県由利本荘市島海町下笹
子字本屋敷一六九番一、秋田県由利本荘市島海町
下笹子字本屋敷一六九番二、秋田県由利本荘市島
海町下笹子字本屋敷一七〇番、秋田県由利本荘市
島海町下笹子字本屋敷一七二番一、秋田県由利本
荘市島海町下笹子字本屋敷一七三番一、秋田県由
利本荘市島海町下笹子字本屋敷一八九番、秋田県
由利本荘市島海町下笹子字本屋敷二一七番一

二 供託所 秋田地方裁判所本荘支部

三 供託番号 令和八年度金第六八号

四 供託金額 一五二、六六四円

五 裁判所 秋田地方裁判所本荘支部

六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第三号

令和八年九月十八日

秋田県にかほ市象潟町字二ノ丸三二番地三

所有権不明土地管理人 大橋 龍馬

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、
次のとおり供託しました。

一 対象土地 熊本県下益城郡美里町豊富字園二
八番一

熊本県下益城郡美里町豊富字前一
五六番一

熊本県下益城郡美里町豊富字前一
六三番一

熊本県下益城郡美里町豊富字橋ノ
谷一二〇九番

二 供託所 熊本地方裁判所宇土支局

三 供託番号 令和八年度金第九十七号

四 供託金額 四万一千八四三円

五 裁判所 熊本地方裁判所

六 事件名 所有権不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年(チ)第八号

令和八年九月十八日

熊本県熊本市中央区南千反畑町一〇番一九号

所有権不明土地管理人 弁護士 三角 恒

第20期決算公告

令和8年9月17日

群馬県高崎市八島町117

株式会社 Saving Lives

代表取締役 小林 浩一

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	191,874
	固定資産	1,053,348
資産合計		1,245,223
負債純資産及び部	流動負債	325,624
	固定負債	946,785
	流動負債	△27,187
	固定負債	12,000
	資本剰余金	17,080
	利益剰余金	△56,267
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△56,267 (6,905)
負債・純資産合計		1,245,223

第14期決算公告

令和8年8月19日

栃木県宇都宮市元今泉3丁目10番1号

株式会社 トキワ・サトー

代表取締役社長 篠崎 暢章

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	142,416
	固定資産	144,195
資産合計		286,611
負債純資産及び部	流動負債	84,788
	固定負債	201,823
	流動負債	20,000
	固定負債	181,823
	資本剰余金	181,823
	利益剰余金	(8,184)
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	
負債・純資産合計		286,611

第63期決算公告

令和8年9月8日

山形県上山子金谷字鼠谷地1453

株式会社 片桐製作所

代表取締役 片桐 鉄哉

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資産部	流動資産	2,653
	固定資産	1,929
資産合計		4,582
負債純資産及び部	流動負債	638
	固定負債	169
	流動負債	3,775
	固定負債	70
	資本剰余金	3,705
	利益剰余金	18
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,687 (45)
負債・純資産合計		4,582